

水質検査結果書

No.1310048

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社日水コン

(日水コングループ) 株式会社イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サン大塚ビル
株式会社日水コン 北海道支所長 飯田 孝雄

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア21ビル

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL:042-589-6270)

委託者		富良野市					
試料の種類別		原水					
試料名		学田地区簡易水道 原水					
採水地点		学田浄水場					
受託年月日		平成25年4月11日					
採水年月日		平成25年10月8日		天候		前日 晴 当日 曇	
気温		19℃		水温		9℃	
採水者		及川 準也		(所属) 建設水道部上下水道課施設係			
検査期日		平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日					
基準項目	基準値	検査結果		基準項目	基準値	検査結果	
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	-		31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-	
2 大腸菌	検出されないこと	陰性		32 アルミニウム及びその化合物	7%ニウムの量に関して、0.2mg/L以下	-	
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-		33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	-	
4 水銀化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-		34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-	
5 セレン化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-		35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-	
6 鉛化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-		36 マンガン化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-	
7 ヒ素化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-		37 塩化物イオン	200mg/L以下	-	
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-		38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-	
9 シアン化合物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-		39 蒸発残留物	500mg/L以下	-	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-		40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-	
11 フッ素化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-		41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-	
12 ホウ素化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	-		42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-	
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-		43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-	
14 1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下	-		44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-	
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-		45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	-	
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-		46 pH値	5.8以上8.6以下	-	
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-		47 味	異常でないこと	-	
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-		48 臭気	異常でないこと	-	
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-		49 色度	5度以下	-	
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-		50 濁度	2度以下	-	
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-		51 嫌気性芽胞菌	-	0個/100mL	
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-		52 大腸菌(クリプトスポルジウム対策指針による)	-	0 MPN/100mL	
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-					
24 ジブロモモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-					
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-					
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-					
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-					
28 ブロモモンクロロメタン	0.03mg/L以下	-					
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-					
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-					
				判定			

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310049

平成25年10月16日

業務請負人

株式会社

札幌市中央区北3条西1丁目1番地
株式会社 北海道支所長 飯田

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

(日水コングループ) 株式会社

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号 253

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア21ビル

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL: 042-589-6270)

委託者	富良野市			
試料の種類	浄水			
試料名	学田地区簡易水道 浄水			
採水地点	富良野市種苗センター (残留塩素濃度: 0.20mg/L)			
受託年月日	平成25年4月11日			
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日	当日
気温	19℃	水温	16℃	
採水者	及川 準也	(所属)	建設水道部上下水道課施設係	
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日			

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	0 個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未満
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	29.0 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.82 mg/L	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオ	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2 mg/L未満
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	7.2
17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	0.5 度未満
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	0.1 度未満
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブromotaモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロン	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブromotaモンジクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホルムデヒド	0.08mg/L以下	-			
判定				今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

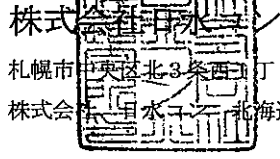
上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310042

平成25年10月16日

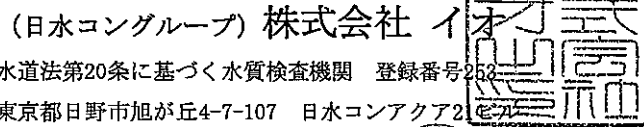
業務請負人



株式会社 西川水供給
札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サン
株式会社 西川水供給 北海道支所長 飯田



水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人



(日水グループ) 株式会社 日水
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号252
東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア21ビル
検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (Tel.042-589-6270)

委託者	富良野市		
試料の種類	原水		
試料名	山部市街地区簡易水道 原水		
採水地点	山部浄水場		
受託年月日	平成25年4月11日		
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日 晴 当日 曇
気温	20℃	水温	15℃
採水者	中島 修	(所属)	建設水道部上下水道課施設係
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日		

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される菌落数が100以下であること	—	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	—
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	—
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	—	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	—
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	—	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	—
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	—	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	—
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	—	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	—
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	—	37 塩化物イオン	200mg/L以下	—
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	—	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	—	39 蒸発残留物	500mg/L以下	—
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	40 陰界面活性剤	0.2mg/L以下	—
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	—	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	—	42 2-メチルイソボルネン	0.00001mg/L以下	—
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	43 非界面活性剤	0.02mg/L以下	—
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	—
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	—
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	46 pH値	5.8以上8.6以下	—
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	47 味	異常でないこと	—
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	48 臭気	異常でないこと	—
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	49 色度	5度以下	—
20 塩素酸	0.6mg/L以下	—	50 濁度	2度以下	—
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	51 嫌気性芽胞菌	—	0個/100mL
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	52 大腸菌(クリアトスホトリウム対策指針による)	—	0MPN/100mL
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	—			
24 ジブromomonクロロメタン	0.1mg/L以下	—			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	—			
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	—			
28 ブromomonジクロロメタン	0.03mg/L以下	—			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	—			
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—			
			判定		

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310043

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社 日水

(日水グループ) 株式会社 イオ

札幌市 中央区北3条西 丁目1番地 サン
株式会社 日水 北海道支所長 飯田 孝雄

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア2

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL042-589-6270)

委託者		富良野市			
試料の種類別		浄水			
試料名		山部市街地区簡易水道 浄水			
採水地点		山部保育所 (残留塩素濃度: 0.4mg/L)			
受託年月日		平成25年4月11日			
採水年月日		平成25年10月8日	天候	前日 晴	当日 曇
気温		20℃	水温	16℃	
採水者		中島 修	(所属)	建設水道部上下水道課施設係	
検査期日		平成25年 10月 8日 ~ 平成25年 10月 16日			
基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	0個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未滿
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	6.3 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.76 mg/L	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素化合物及びフッ素	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素化合物及びホウ素	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	0.2 mg/L未滿
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	7.7
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	0.5 度未滿
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	0.1 度未滿
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブromotaモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブromotaモンジクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定	今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310039

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社日水イン

(日水コングループ) 株式会社イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

株式会社日水イン 北海道支所長

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアーク2

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (Tel)042-589-6270

委託者		富良野市			
試料の種類別		浄水			
試料名		島の下地区簡易水道 浄水			
採水地点		島の下北川商店 (残留塩素濃度: 0.30mg/L)			
受託年月日		平成25年4月11日			
採水年月日		平成25年10月8日	天候	前日	当日
気温		19℃	水温	14℃	
採水者		及川 準也	(所属)	建設水道部上下水道課施設係	
検査期日		平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日			
基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	0個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	—
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	7%ニコムの量に関して、0.2mg/L以下	—
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	—	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未滿
4 水銀化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	—	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	—
5 セレン化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	—	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	—
6 鉛化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	—	36 マンガン化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	—
7 ヒ素化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	—	37 塩化物イオン	200mg/L以下	18.4 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	—	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	—	39 蒸発残留物	500mg/L以下	—
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.75 mg/L	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—
11 フッ素化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	—	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—
12 ホウ素化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	—	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—
14 1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下	—	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	—
15 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/L以下	—	45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4 mg/L
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	46 pH値	5.8以上8.6以下	7.1
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	48 臭	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	49 色度	5度以下	0.5 度未滿
20 塩素酸	0.6mg/L以下	—	50 濁度	2度以下	0.1 度未滿
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	—			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	—			
24 ジブロモモンクロロメタン	0.1mg/L以下	—			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	—			
26 総トリハロメ	0.1mg/L以下	—			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	—			
28 ブジクロロメタン	0.03mg/L以下	—			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	—			
30 ホルデヒド	0.08mg/L以下	—			
			判定	今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

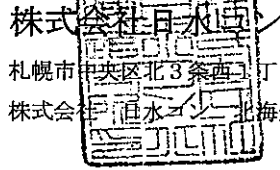
水質検査結果書

No.1310038

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人



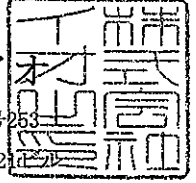
株式会社日水建設
札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サンビルビル
株式会社日水建設 北海道支所長 飯田 孝雄

(日水コングループ) 株式会社 日水建設

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアーク21

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL:042-589-6270)



委託者	富良野市		
試料の種類別	原水		
試料名	島の下地区簡易水道 原水		
採水地点	島の下浄水場		
受託年月日	平成25年4月11日		
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日 晴 当日 曇
気温	19℃	水温	11℃
採水者	及川 準也	(所属)	建設水道部上下水道課施設係
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日		

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	-	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陽性	32 アルミニウム及びその化合物	7%ニッケルの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	-
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	-
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオ	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	-
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	-
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	-
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	-
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	-
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	-
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-	51 嫌気性芽胞菌	-	0個/100mL
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-	52 大腸菌(クワースホリウム対策指針による)	-	2.0 MPN/100mL
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブロモモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブロモモンクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホールデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定		

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310040

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社日水コン

(日水コングループ) 株式会社イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

株式会社日水コン 北海道支所長 飯田 孝雄

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア21

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL042-589-6270)

委託者	富良野市		
試料の種類	原水		
試料名	東山市街地区簡易水道 原水		
採水地点	東山浄水場		
受託年月日	平成25年4月11日		
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日 晴 当日 曇
気温	21℃	水温	11℃
採水者	中島 修	(所属)	建設水道部上下水道課施設係
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日		

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	-	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陽性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	-
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	-
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネン	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 トランス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	-
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	-
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	-
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	-
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	-
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	-
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-	51 嫌気性芽胞菌	-	0個/100mL
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-	52 大腸菌(クリアトスホーリウム対策指針による)	-	1.0 MPN/100mL
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブromotaモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロン	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブromotaモンジクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 ブromotaホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定		

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310041

平成25年10月16日

業務請負人

株式会社 日水コン
札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サン
株式会社 日水コン 北海道支所長 飯田 孝雄

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

(日水コングループ) 株式会社

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア21E2
検査責任者 代表取締役社長 中田 章推 (TEL042-589-6270)

委託者		富良野市			
試料の種類別		浄水			
試料名		東山市街地区簡易水道 浄水			
採水地点		東山保育所 (残留塩素濃度: 0.25mg/L)			
受託年月日		平成25年4月11日			
採水年月日		平成25年10月8日	天候	前日 晴	当日 曇
気温		21℃	水温	14℃	
採水者		中島 修	(所属)	建設水道部上下水道課施設係	
検査期日		平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日			
基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	0個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未滿
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	8.1 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.96 mg/L	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	0.2 mg/L
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	6.9
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	0.5度未滿
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	0.1度未滿
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブ्रोモメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロメ	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブジクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホルデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定	今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310046

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社 日水

(日水コングループ) 株式会社 イオ

札幌市 中央区北3条西1丁目1番地 サン

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

株式会社 日水 北海道支所長 飯田

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアーク2

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL:042-589-6270)

委託者		富良野市				
試料の種類別		原水				
試料名		富丘地区簡易水道 原水				
採水地点						
受託年月日		平成25年4月11日				
採水年月日		平成25年10月8日		天候	前日	晴
気温		17℃		水温	14℃	
採水者		宮西 義治		(所属)	富丘水道組合	
検査期日		平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日				
基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果	
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	—	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	—	
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	—	
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	—	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	—	
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.005mg/L以下	—	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	—	
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	—	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	—	
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	—	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	—	
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	—	37 塩化物イオン	200mg/L以下	—	
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	—	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	
9 シアン化物イオン及びシアン化物	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	—	39 蒸発残留物	500mg/L以下	—	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	—	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	—	42 2-メチルイソボルネオ	0.00001mg/L以下	—	
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	
14 1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下	—	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	—	
15 シス-1,2-シクロヘキサンジオール及びトランス-1,2-シクロヘキサンジオール	0.04mg/L以下	—	45 有機物(全有機炭素の量(TOC))	3mg/L以下	—	
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	46 pH値	5.8以上8.6以下	—	
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	47 味	異常でないこと	—	
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	48 臭気	異常でないこと	—	
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	49 色度	5度以下	—	
20 塩素酸	0.6mg/L以下	—	50 濁度	2度以下	—	
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	51 嫌気性芽胞菌	—	0個/100mL	
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	52 大腸菌(クラフトスボリシウム対策指針による)	—	0MPN/100mL	
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	—				
24 ジブロモモンクロロメタン	0.1mg/L以下	—				
25 臭素酸	0.01mg/L以下	—				
26 総トリハロン	0.1mg/L以下	—				
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	—				
28 ブロモホルム	0.03mg/L以下	—				
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	—				
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—				
			判定			

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310047

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社 日水イン

(日水グループ) 株式会社 イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サンク
株式会社 日水イン 北海道支所長 飯田 孝雄

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア21

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL042-589-6270)

委託者	富良野市		
試料の種別	浄水		
試料名	富丘地区簡易水道 浄水		
採水地点	富丘地区簡易水道 (残留塩素濃度: 0.3mg/L)		
受託年月日	平成25年4月11日		
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日 晴 当日 曇
気温	17℃	水温	14℃
採水者	宮西 義治	(所属)	富丘水道組合
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日		

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	0個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未満
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	2.5 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.23 mg/L	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	0.2 mg/L未満
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	7.4
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	0.5 度未満
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	0.1 度未満
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブロモモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロメ	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブジクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホールデヒド	0.08mg/L以下	-			
判定				今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310044

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社日水コン

(日水コングループ) 株式会社イオ

札幌市中央区北6条西1丁目1番地 サン
株式会社日水コン 北海道支所長 飯田 孝雄

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア21
検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL042-589-6270)

委託者		富良野市			
試料の種類別		原水			
試料名		布部市街地区簡易水道 原水			
採水地点		布部浄水場			
受託年月日		平成25年4月11日			
採水年月日		平成25年10月8日	天候	前日	当日
気温		21℃	水温	10℃	
採水者		中島 修	(所属)	建設水道部上下水道課施設係	
検査期日		平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日			
基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	-	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	70μmの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	-
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	-
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及びシアン化物	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオ	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量(TOC))	3mg/L以下	-
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	-
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	-
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	-
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	-
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	-
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-	51 嫌気性芽胞菌	-	0 個/100mL
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-	52 大腸菌(クワトロホリシウム対策指針による)	-	0 MPN/100mL
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブクロモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロンメ	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブロクロモンジクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホールデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定		

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310045

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社日本水工

(日水コングループ) 株式会社イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

株式会社日本水工 北海道支所長

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コンアクア2

検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (042-589-6270)

委託者	富良野市		
試料の種類別	浄水		
試料名	布部市街地区簡易水道 浄水		
採水地点	布部消防署 (残留塩素濃度: 0.1mg/L)		
受託年月日	平成25年4月11日		
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日 晴 当日 曇
気温	21℃	水温	11℃
採水者	中島 修	(所属)	建設水道部上下水道課施設係
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日		

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	0 個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	—
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	—
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	—	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未滿
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	—	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	—
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	—	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	—
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	—	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	—
7 ヒ素化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	—	37 塩化物イオン	200mg/L以下	5.7 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	—	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	—	39 蒸発残留物	500mg/L以下	—
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	2.90 mg/L	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—
11 フッ素化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	—	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—
12 ホウ素化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	—	42 2-メチルイソボルネオ	0.00001mg/L以下	—
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	—
15 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/L以下	—	45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4 mg/L
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	46 pH値	5.8以上8.6以下	7.0
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	—	48 臭気	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	49 色度	5度以下	0.5 度未滿
20 塩素酸	0.6mg/L以下	—	50 濁度	2度以下	0.1 度未滿
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	—			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	—			
24 ジブクロメタン	0.1mg/L以下	—			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	—			
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	—			
28 ブジクロロメタン	0.03mg/L以下	—			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	—			
30 ホルデヒド	0.08mg/L以下	—			
判定				今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310034

業務請負人

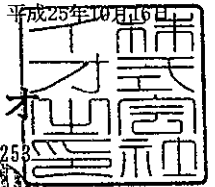
水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社 日水コン

(日水コングループ) 株式会社 イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サンメッセ札幌
株式会社 日水コン 北海道支所長 飯田

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コン
検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL) 03-589-6270



委託者		富良野市			
試料の種別		原水			
試料名		上水道下五区水源ポンプ場 原水			
採水地点		下五区水源			
受託年月日		平成25年4月11日			
採水年月日		平成25年10月8日	天候	前日 晴	当日 曇
気温		21℃	水温	11℃	
採水者		鈴木 雄二	(所属)	建設水道部上下水道施設係	
検査期日		平成25年10月8日 ~ 平成25年10月16日			
基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1Lの検水で形成される集落数が100以下であること	-	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	-
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	-
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-	40 陰界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオ	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素(TOC))	3mg/L以下	-
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	-
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	-
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭 気	異常でないこと	-
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色 度	5度以下	-
20 塩 素 酸	0.6mg/L以下	-	50 濁 度	2度以下	-
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-	51 嫌気性芽胞菌	-	0 個/100mL
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-	52 大腸菌(クリプトスピラム対策指針による)	-	0 MPN/100mL
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブクロモン	0.1mg/L以下	-			
25 臭 素 酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロメ	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブジクロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホールデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定		

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310035

平成25年10月16日

業務請負人

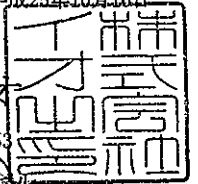
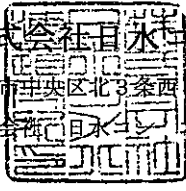
水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社日本水コン

(日水グループ) 株式会社 イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サン
株式会社日本水コン 北海道支所長 飯田

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コン
検査責任者 代表取締役社長 中田 章雅 (TEL)042-589-6270



委託者	富良野市			
試料の種類別	浄水			
試料名	上水道下五区水源ポンプ場 浄水			
採水地点	下五区水源 (残留塩素濃度: 0.2mg/L)			
受託年月日	平成25年4月11日			
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日 晴	当日 曇
気温	21℃	水温	12℃	
採水者	鈴木 雄二	(所属)	建設水道部上下水道課施設係	
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日			

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	0 個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	Al ³⁺ の量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未満
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素の化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	5.4 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.93 mg/L	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	0.4 mg/L
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	6.9
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭 気	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色 度	5度以下	0.5 度未満
20 塩 素 酸	0.6mg/L以下	-	50 濁 度	2度以下	0.1 度未満
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブromota	0.1mg/L以下	-			
25 臭 素 酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロンメ	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブromota	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホルデヒド	0.08mg/L以下	-			
判定				今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310036

平成25年10月16日

業務請負人

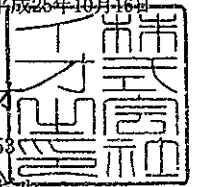
水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社 日本水コン

(日水グループ) 株式会社 イオ

札幌市中央区北3条西1丁目1番地 サン
株式会社 日本水コン 北海道支所長 飯田

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コン
検査責任者 代表取締役社長 中田 章雄 (TEL042-589-6270)



委託者	富良野市		
試料の種類	原水		
試料名	上水道中五区水源送水場 原水		
採水地点	中五区水源		
受託年月日	平成25年4月11日		
採水年月日	平成25年10月8日	天候	前日 晴 当日 曇
気温	21℃	水温	10℃
採水者	鈴木 雄二	(所属)	建設水道部上下水道課施設係
検査期日	平成 25年 10月 8日 ~ 平成 25年 10月 16日		

基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	-	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	7MシカAの量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	-
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	-
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	-
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	-
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	-
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭気	異常でないこと	-
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色度	5度以下	-
20 塩素酸	0.6mg/L以下	-	50 濁度	2度以下	-
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-	51 嫌気性芽胞菌	-	0個/100mL
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-	52 大腸菌(クリフトスホリスチウム対策指針による)	-	0MPN/100mL
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブロモモンクロロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭素酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブロモモンクロロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホールデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定		

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。

水質検査結果書

No.1310037

平成25年10月16日

業務請負人

水道水質検査事業及び本業務の検査機関承継人

株式会社 全日本水質検査

(日水コングループ) 株式会社 イオ

札幌市中區南一条西七丁目1番地 サン

水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253

株式会社 日水コン 北海道支所長 飯田

東京都日野市旭が丘4-7-107 日水コン

検査責任者 代表取締役社長 中田 章彦 (03-5712-589-6270)

委託者		富良野市			
試料の種類		浄水			
試料名		上水道中五区水源送水場 浄水			
採水地点		市立麻町保育所 (残留塩素濃度: 0.2mg/L)			
受託年月日		平成25年4月11日			
採水年月日		平成25年10月8日	天候	前日	当日
気温		℃	水温	15℃	
採水者		鈴木 雄二	(所属)	建設水道部上下水道課施設係	
検査期日		平成25年10月8日 ~ 平成25年10月16日			
基準項目	基準値	検査結果	基準項目	基準値	検査結果
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	0 個/mL	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	-
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	32 アルミニウム及びその化合物	7Mに換算した量に関して、0.2mg/L以下	-
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	-	33 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	0.03 mg/L未満
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	-	34 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	-
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	-	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	-
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	-	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	-
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	-	37 塩化物イオン	200mg/L以下	6.7 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	-	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	-	39 蒸発残留物	500mg/L以下	-
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.81 mg/L	40 陰界面活性剤	0.2mg/L以下	-
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	-	41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	-	42 2-メチルイソボルネオ	0.00001mg/L以下	-
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	43 非界面活性剤	0.02mg/L以下	-
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-	44 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	-
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	45 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	0.3 mg/L
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	46 pH値	5.8以上8.6以下	7.4
17 テトラクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	47 味	異常でないこと	異常なし
18 トリクロロンエチレン	0.01mg/L以下	-	48 臭 気	異常でないこと	異常なし
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	-	49 色 度	5度以下	0.5 度未満
20 塩 素 酸	0.6mg/L以下	-	50 濁 度	2度以下	0.1 度未満
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-			
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	-			
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	-			
24 ジブクロメタン	0.1mg/L以下	-			
25 臭 素 酸	0.01mg/L以下	-			
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	-			
28 ブジクロメタン	0.03mg/L以下	-			
29 プロモホルム	0.09mg/L以下	-			
30 ホールデヒド	0.08mg/L以下	-			
			判定	今回試験対象項目については、水道法の基準に照合し、適合である。	

上記水質検査の方法は、水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)に準ずる。